

会議開催のお知らせ

令和6年度 第2回宮城県産業教育審議会

- 日 時 令和6年12月24日（火）
午前10時から正午まで
- 場 所 宮城県行政庁舎 特別会議室（4階）
仙台市青葉区本町三丁目8-1
- 議 題 令和6年度第1回宮城県産業教育審議会報告
令和6年度宮城県産業教育審議会第4回専門委員会報告
提言（素案）について
- 傍聴定員 10名（報道機関を除く）
傍聴を御希望の方は、開催予定時刻までに、会場で受付をしてください。
傍聴の手続きは、午前9時45分から先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先 宮城県産業教育審議会事務局
(宮城県教育庁高校教育課キャリア教育班)
電話 022-211-3625

傍聴要領

宮城県産業教育審議会

1 傍聴する場合の手続等

- (1) 本日の本審議会において傍聴できるのは、会議の開会から終了までです。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、審議会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (3) 傍聴の受付は、午前9時45分から先着順で行います。
- (4) 傍聴の定員は、報道機関を除いて10名までとしますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないでください。ただし、審議会の委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規程に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。